

# 【One to One オンライン英会話レッスン受講契約約款】

## 第1章 総則

### 第1条(総則)

South Pacific Free Bird 株式会社(以下、「当社」といいます)が、ご契約者様(以下、「お客様」といいます。)との間で締結する One to One オンライン英会話レッスン(以下「英会話レッスン」といいます。)に関する契約(以下、「英会話レッスン契約」もしくは単に「契約」といいます。)は、本約款で定めるところによります。但し、当社が法令に反せず、かつお客様の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、その特約が優先します。

### 第2条(英会話レッスン契約について)

本約款で「英会話レッスン契約」とは、当社がお客様のご要望に基づき、オンラインでの語学研修の実施手続きその他を行うものをいいます。

### 第3条(電子メールによる通知)

- 1.契約及び、英会話レッスン受講の為、電子メールによって行われる重要な通知は、登録メールアドレス宛てへの発信を以て完了したものとみなします。
- 2.お客様は、契約時に申告した登録メールアドレスに関する各種設定を確認・変更し、当社からの電子メール(ドメイン名 @southpacificfreebird.co.jp 及び、@fbi.ac.fj)を必ず受信できるように設定しなければならないものとします。
- 3.当社は、登録メールアドレスに不備、誤記があったこと、またはお客様が受信の設定を怠ったことに起因して、当社からの電子メールがお客様の元に届かなかつた場合、一切責任を負わないものとします。

## 第2章 契約の成立

### 第4条(契約の申込・契約の成立)

- 1.本契約を申込みされるお客様は、当社所定の受講申込書(以下、「申込書」といいます。)に必要事項を記入の上当社に提出し、所定の料金を当社指定の申込口座に入金頂きます。
- 2.契約成立は、当社が契約の締結を承諾し、前項の所定の料金を受領した時に成立します。

### 第5条(申込拒否事由)

- 1.当社は、英会話レッスン契約申込受付の際、次に定める事由の一つあるいは複数があるときは、申込をお断りする場合があります。
  - ① お客様が未成年者である等の理由により、英会話レッスン契約の申込について法定代理人(三親等以内の親族)の同意が必要な場合に、その同意がないとき。
  - ② 当社がお客様に対して保証人を要求した場合に、保証人がいないとき。
  - ③ お客様が希望する時間、クラスの定員に受入可能枠や手続期間に余裕がないなど、客観的に、英会話レッスン受講が認められる可能性がないことが明らかなき。
  - ④ 当社指定のオンライン会議システム利用の可不可等、英会話レッスン参加に適した条件をお客様が満たせない当社が認めたとき。
  - ⑤ 世界の情勢等、やむを得ない事情により、英会話レッスンの実施に障害があると判断したとき。
  - ⑥ お客様の申込を承諾することで英会話レッスンの円滑な運営に支障をきたす恐れがあると当社が判断したとき。
  - ⑦ お客様の申込を承諾することが、英会話レッスンの目的に対して適切でないと当社が判断したとき。
  - ⑧ お客様が暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他の反社会勢力(以下、「反社会的勢力」といいます)であると認められるとき、または反社会的勢力であったと認められるとき。
  - ⑨ その他、お客様が英会話レッスン参加に不適切であると当社が認めたとき。

### **第3章 契約の変更**

#### **第6条(当社による解除)**

1.お客様が次の各号の一に該当する場合、当社は、催告の上、本約款に基づく英会話レッスン契約を解除することができるものとします。

- ① お客様から指定の期日までに必要な書類の送付がなされないとき。
- ② お客様から指定の期日までに必要な費用の支払いがなされないとき。
- ③ お客様が当社に届け出た、お客様に関する情報に、虚偽あるいは重大な遺漏があることが判明したとき。
- ④ お客様が契約に違反しているとき。
- ⑤ その他、当社が契約を解除することが適当であると認めたとき。

2.本条により契約を解除した場合には、当社はおお客様に対し、一切の損害賠償義務を負担しないこととします。

#### **第7条(当社による無催告解除)**

1.お客様が次の各号のいずれかに該当する場合、当社は催告することなく、この契約を解除することができるものとします。

- ① お客様が、破産、私的整理又はこれに類する破産手続の申立を行い、又はその申立を受けたとき。
- ② お客様が死亡、所在不明、又は1カ月以上にわたり連絡不能となったとき。
- ③ お客様が契約を維持しがたい不信行為に及んだとき。
- ④ お客様が暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他の反社会的勢力であるとき、または反社会的勢力であったとき。
- ⑤ お客様自ら又は第三者を利用して、当社もしくは他のおお客様に対し、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いるなどをしたとき。
- ⑥ 当社もしくは他のおお客様に対して、お客様自身が反社会勢力である旨を伝え、又は、自身の関係者が反社会勢力である旨を示したとき。
- ⑦ お客様が自ら又は第三者を利用して、当社もしくは他のおお客様の名誉や信用等を毀損し、又は毀損する恐れのある行為をしたとき。
- ⑧ お客様が自ら又は第三者を利用して、当社の業務を妨害したとき、又は妨害する恐れのあるとき。
- ⑨ その他当社がやむをえない事由があると認めたとき。

2.前項に基づき当社がこの契約を解除した場合でも一切の返金に応じないものとします。また、本条により本契約を解除した場合には、当社はおお客様に対し、一切の損害賠償義務を負担しないこととします。

#### **第8条(サービスの中断、終了)**

- 1.当社は、事前におお客様への電子メールの送信により通知をすることで、英会話レッスンを中断、または終了できるものとします。また、国内外の政治情勢・自然災害等、提供するサーバー等の障害または、その他やむを得ない事由により英会話レッスンの提供が困難な場合、予告なしに英会話レッスンを中断することができるものとします。
- 2.当社は、フィジー共和国の祝祭日(突発的な祝祭日を含みます)、または学校休校日を理由とした英会話レッスンの中断、提供レッスンの減少を、事前に電子メールでの連絡を以て行うものとします。お客様は、フィジー共和国の祝祭日に英会話レッスンを利用できない、もしくは利用可能な英会話レッスンが通常より著しく減少する可能性があることに予め同意するものとします。

#### **第9条(返金について)**

英会話レッスンの利用料金は、第4条の契約形態の単位で支払われるものとし、一度お客様から当社に対し支払われた利用料金は、理由を問わず返金に応じないものとします。但し、当社の責めに帰すべき事由により英会話レッスンが提供されなかった場合はこの限りではありません。

### **第4章(役務の提供について)**

#### **第10条(役務提供の種類・方法)**

当社はおお客様に対して、英会話の講習を、当社の通信環境下でのオンラインにおいて提供します。

当社の定める学習指導カリキュラムの中から受講申込書記載の内容の役務を提供します。

## 第 11 条(授業料・入学金・時間数・受講回数・受講期間、及び未消化の英会話レッスンについて)

受講申込書を確認して下さい。受講期間は、入金日後 1 年間とします。受講期間を過ぎての未消化の英会話レッスンの消化および当該未消化の英会話レッスン料は返金できません。

## 第 12 条(英会話レッスンの形態)

英会話レッスン形態は One to One です。One to One とは、所定のオンライン授業にて所定の指導時間内に 1 人の講師が 1 名の生徒に対して学習指導を行うものとします。また、講師の指定はできないものとします。

## 第 13 条(英会話レッスンについて)

- 1.英会話レッスンは 1 レッスンを 30 分間とします。
- 2.お客様が英会話レッスン開始時刻に 10 分以上遅れた場合は、英会話レッスンは自動でキャンセルされるものとします。遅刻が 10 分未満の場合は、1 レッスン 30 分から遅刻分を差し引いた時間とします。
- 3.当社が本規約 15 条に定める禁止行為を行った場合、またはお客様が該当すると判断した場合、当該レッスンを終了できるものとします。

## 第 14 条(英会話レッスンの最大予約数・キャンセル)

- 1.お客様は、英会話レッスン予約を最大で 10 レッスンまで取得ができるものとします。
- 2.お客様は、予約した英会話レッスンをキャンセルする場合、受講日の 3 日前までに行うものとします。また、3 日前を切ってキャンセルを行った場合は、1 レッスンを消化したものとみなします。

## 第 15 条(禁止行為)

- 1.パスワード等を第三者に譲渡、貸与等することまたは第三者に使用させること。
2. 英会話レッスンの他の利用者、講師に違法行為を勧誘または助長する行為。
3. 英会話レッスンの利用者、講師が経済的・精神的損害・不利益を被る行為。
- 4.講師への嫌がらせや不良行為など英会話レッスンの進行を妨げる等のハラスメント行為。
- 5.講師に対して宗教、政治結社、マルチ商法等の勧誘をする行為。
- 6.オンライン、オフラインを問わず、お客様本人またはその代理人が講師と個人的に接触しようとする行為。
- 7.講師に当社と競合するサービス・企業での勤務を誘致する行為。
- 8.一つのアカウントを複数のユーザーで利用する行為。
- 9.複数のアカウントを登録する行為。
10. 英会話レッスンにお客様以外の第三者を参加させる行為。
- 11.泥酔状態、またはレッスンに相応しくない状態で受講する行為。
- 12.その他、当社が不適切と判断する行為。

## 第5章 責任

### 第16条(免責事項)

当社は、次の各号に該当する事項およびその事項によってお客様に生じた損害については責任を負いません。

- 1.お客様が希望する時間帯の予約レッスンが取得できなかった場合。
- 2.お客様が希望する特定の講師の予約レッスンが取得できなかった場合。
- 3.本規約第8条に定める事由、または講師配信国での停電や通信障害等により英会話レッスンを中止せざるを得なかった場合。
- 4.お客様のメッセージやデータへの不正アクセスや不正な改変、その他第三者による行為に起因する場合。
- 5.提供される英会話レッスンの学習効果や有効性、正確性、真実性等。
- 6.英会話レッスンに関連して当社が紹介・推奨する他社のサービスや教材などの効果や有効性ならびに安全性や正確性。
- 7.英会話レッスン中に、お客様の自己責任で受信したまたは開いたファイル等が原因となりウィルス感染などの損害が発生した場合。
- 8.お客様の過失によるパスワード等の紛失または使用不能により英会話レッスンが利用できなかった場合。
- 9.英会話レッスンで提供するすべての情報、リンク先等の安全性、正確性、最新性等。
- 10.お客様が英会話レッスンを利用する際に使用する通信環境の不具合や自己の過失にて英会話レッスンを受講できなかった場合。

## 第6章 注意事項

### 第17条(登録の変更)

お客様は、自身の登録情報に変更の必要性が生じた場合、当社が定める手段によって遅滞なく登録情報の変更手続きをするものとし、当社は、お客様が同変更手続きを遅滞したことにより損害等を被った場合でも、同被害に対して、一切責任を負わないものとし、

### 第18条(著作権及び所有権)

1. 英会話レッスンに関する、商標、ロゴマーク、記載コンテンツ、授業内で使用する教材の著作権、所有権は、全て当社に帰属します。お客様は、当社の事前の明示の承諾なく同商標等を使用すること、他のサービスへ転載すること、改変すること、複製すること、何らかの使用をすることなどの英会話レッスンの利用の目的を超えた行為を行ってはなりません。
- 2.当社は、お客様が前項に違反した場合、お客様に対して、著作権法、商標法等に基づく書く処置(警告、告訴、損害賠償請求、差止請求、名回復措置等請求)を行う事ができるものとし、

### 第19条(個人情報の取り扱いについて)

お客様の皆様からご提供いただく個人情報は、適切な保護管理をし、以下の様に取り扱います。

- 1.当社は、お客様から頂いた個人情報を、手配に関わる連絡をお客様にする場合や、商品・サービス・イベント等の案内のために利用します。サービスの手配およびそれらサービスの受領のための手続きに必要な範囲にて、お客様の個人情報を利用します。それ以外の目的では利用致しません。また、この目的のために、当社は、当該個人情報を申込書に記載されている受入研修機関、運送機関、宿泊機関に提供する場合があります。
- 2.「お客様の個人情報取扱について」および「個人情報取扱管理者」等は、当社のホームページに詳細を明記しておりますので、一度ご覧下さい(アドレス <https://www.southpacificfreebird.co.jp/privacypolicy/>)。

### 第20条(本規約の変更)

当社は、お客様に対して何ら通知を行うことなく本規約の変更をすることができるものとし、変更後の規約は、電子メールを介して当社がお客様に対して情報を発信した時点で効力を生じるものとし、お客様は同変更方法に予め同意するものとし、

### 第21条(附則)

- 1.本約款に定める事項について疑義が生じた場合、その他約款に関して紛争が生じた場合は、両者協議の上、解決するものとし、
- 2.本約款の定めのない事項については、民法そのほかの法令によるものとし、